

2015年1月9日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 早瀬 隆司

インド国 ドレラ新空港建設事業  
(協力準備調査(有償 PPP))  
スコーピング案に対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時 2014年12月22日(月)14:01~17:15
- ・場所: JICA 本部(112 会議室)
- ・ワーキンググループ委員: 石田委員、佐藤委員、清水谷委員、田辺委員、谷本委員、長谷川委員、早瀬委員、米田委員
- ・議題: インド国ドレラ新空港建設事業(協力準備調査(有償 PPP))スコーピング案 助言案作成
- ・配布資料:
  - 1) インド国ドレラ新空港建設事業事前配布資料
  - 2) 補足資料
- ・適用ガイドライン: 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第55回委員会)

- ・日時: 2015年1月9日(金) 14:30~17:47
- ・場所: JICA 本部(会議室:1 階 113 会議室)

上記の会合にて助言を確定した。

## **助言**

### **全体事項**

1. 空港計画に係る中長期計画における CRZ(Coastal Regulation Zone)の位置づけ、当該地域の環境政策との関連を確認すること。
2. 以下の点を含めて空港建設の必要性について記述すること。
  - ・現時点での問題、空港政策、産業政策、運輸政策との整合性
  - ・具体的な中長期計画
3. 代替案として提示された 4 案はすべて新空港建設案であり、既存空港の拡張案は含まれていない。既存空港の拡張案が困難である根拠を定量的なデータも含めて DFR に記載すること。
4. プロジェクトサイトはアーメダバードやバドダラから離れた地域にあるため、十分な旅客需要が見込めるかどうか懸念が残る。中長期にわたる航空需要予測を行いその結果をグラフ等を用いて具体的に DFR に記述すること。
5. 本事業の実施に伴って発生する残土は、築堤等に活用される計画であるが、余剰残土が発生する場合に備えた処理計画を策定し、DFR に記載すること。
6. アクセス道路の建設が社会環境に与える影響を確認すること。
7. 貨物ビルの建設予定規模の推定が AAI よりも日本側が約 100 倍以上となっている理由を、貨物の需要予測も関連付けて DFR にて記載すること。
8. Bhal Area が IBA(重要野鳥生息地)プログラムにおける A1 の指定(Globally threatened species) になっていることを DFR にて明記すること。

### **スコーピング・マトリックス及び環境配慮**

9. 空港建設による土地利用の変化や排水路建設に伴う水象の変化が雨季における湿地ならびに海岸域の CRZ の生態系、生息する動植物(重要な野鳥を含む) 表流水、浸水へ与える影響が想定されることから、工事中および供用時の評価を見直し適切な環境保全対策を講じること。
10. ラムサール条約登録湿地及び国立公園との関連性を十分考慮し、保護区のスコーピング評価を C 評価に変更すること。
11. PM2.5 等の大気汚染の原因について調査し、適切な環境対策を検討すること。
12. 導水による環境影響について考慮すること。
13. 近傍集落に与える供用時の騒音影響について、見積もりも含めて必要な対策を検討すること。

14. プロジェクトサイトは海岸に近い低地であるため、津波や高潮の発生状況と気候変動による海面上昇への適応策を DFR に記載すること。
15. カンパト湾口における防潮堤建設計画の概要とそのための調査の進捗状況を明記するとともに、本事業との関係性の有無を明記すること。
16. 鳥類の生息域と重なりが見られる場所に空港を建設運営している例ではどのような方策を講じて可能な限り鳥類に与える影響を最小限に押さえ込んでいるか、それらの例を参考にし記述すること。
17. 風向の測定地点 2 か所がいずれもプロジェクトサイトより遠隔地（80km 及び 60km）であるため、予定地付近の風向測定を行い、DFR に記載すること。
18. 先行するグジャラート州政府の Social Forest 事業からの教訓を活用し、空港敷地内及び周辺の緑化計画を DFR に記載すること。

### **社会配慮**

19. 本事業の計画地区内および周辺地区での農業・漁業従事者の調査を詳細に行い、補償を含む緩和策を DFR に記載すること。
20. 本事業の供用時に地域住民の雇用機会増進のための方策を DFR に記載すること。
21. 児童労働を確実に排除するための対策を DFR に記載すること。

### **ステークホルダー協議・情報公開**

22. ステークホルダー協議の設計に関しては事業実施者が主体となって計画することを理解しつつ、日本側からは協議の設計アドバイス経験におけるこれまでの知見を活かして協議が公平でより多くの人々の実質的な参加を可能にするような提言を行うこと。
23. ステークホルダー協議の実施において、非識字率が 50%程度と比較的高い数値を示しているため、非識字者（とくに非識字成人女性）や指定カーストなど社会的脆弱層への十分な配慮を行うこと。
24. ステークホルダー協議には、プロジェクトサイト及び周辺住民等の幅広い参加が確保されるようにすること。その際、野鳥の専門家や、干潟の水生生物の専門家を加えること。

以上